

九州・沖縄・山口のサイクルツーリズム市場拡大と 同地域のサイクリングの魅力発信による認知度向上を目的とした 「サイクリングアイランド九州」企画提案公募仕様書

1. 背景と目的

九州・沖縄・山口各県（以下、同地域）は経済界とも一体となりサイクルツーリズムを推進しており、2021年5月、九州地方知事会において、「九州・山口広域推奨ルート（※）」を国が指定する「ナショナルサイクルルート」の指定を目指すことが決議された。現在、同地域においてナショナルサイクルルートの指定要件を満たすための受入環境や走行環境の整備に取り組み始めている。 ※ 8（8）ルート設計の参考資料 を参照

それらを背景として、2022年度～2023年度にはサイクリング旅行商品による誘客と同地域のサイクルツーリズムの認知度向上と気運醸成を目的とした「ディスカバー九州」を展開した。

本年度は新たに、サイクリング旅行商品等の「サイクリングアイランド九州」ブランド認定などサイクルツーリズム市場の活性化を目的とした取り組みも展開する。また2箇年の実績を踏まえ、同地域におけるサイクルツーリズムのブランド構築及び国内外からの誘客促進により地域経済を隆起・発展させる事業も継続して実施する。

2. 事業のメインターゲットについて

地域：海外（台湾、韓国を主とし、その他アジア地域・欧米豪）及び国内

参加者のレベル：サイクリング愛好者及びスポーツ愛好者の中・上級者が主なターゲット

3. 事業の KPI について

- (1) 海外及び国内を対象とした九州・沖縄・山口のサイクリング旅行商品の参加者数 計 300名以上、
うち 海外からの参加者数 計 200名以上（※2025年3月末時点で集計）
- (2) プロモーションに関わる KPI は、企画書の中で提案するものとし、協議の上採択された提案の KPI を契約条件とする。

4. 委託事業期間及び契約期間について

- (1) 事業期間 契約締結日から 2025年3月31日まで
- (2) 契約期間 契約締結日から 2025年3月31日まで

5. 委託料上限額

委託料上限額は下記のとおりとする。

計 12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 事業内容

提案においては、以下の事業内容を盛り込んだ事業計画を提示すること。

なお、以下（2）（3）については、「ディスカバー九州」事業で造成した単県完結 38 コース、周遊型 10 コースについても、市場性等を考慮したうえで活用方法を提案すること。

- (1) サイクリングアイランド九州ブランドの向上に関わる業務

下記③に示す九州、沖縄、山口地域におけるサイクルツーリズム市場の活性化を目指すにあたり、サイクリング商品の品質を確保することが目的である。サイクリング商品等の構成要素となるもの（コースやガイド等）や企画内

容、運営体制に一定の基準を設け、同基準を満たすものをサイクリングアイランド九州実行委員会が認定し本事業のプロモーション対象とする。併せて品質管理を実施すること。

① サイクリングアイランド九州認定基準の策定及び品質管理に関すること

サイクルツーリズムに関する専門的知見を活かし、2023 年度「ディスカバー九州」事業を踏まえ認定基準の案を作成すること。併せて品質管理を行うこと。

※2023 年度「ディスカバー九州」事業の報告書を必要とする場合は、「サイクリングアイランド九州」企画提案公募実施要領 1 2. 連絡先及び書類の提出先について（事務局）記載の担当者に連絡し、受領すること。

② サイクルツーリズム関連事業者（旅行会社、ガイド等）の募集・管理

募集・管理に必要なサイクリングアイランド九州の趣旨説明（※）、問合せ対応を実施すること。

※趣旨説明については下記例のように内容を提案すること。

必ず海外をターゲット市場とする事業者への説明会を実施すること。

<例>

- ・説明会開催：内容、回数、開催方法（対面、オンラインなど）、開催地 など
- ・関係自治体、サイクリング関係団体との連携による説明会：内容、回数 など
- ・各種媒体（公式WEBサイト等）を活用して周知：利用媒体、内容 など

③ サイクルツーリズム市場の活性化

旅行会社等事業者のサイクルツーリズム市場への参入促進

商品造成や関連するイベント企画等に必要なコンテンツ提供や助言及び販売促進に関わる支援を行うこと。

(2) サイクルアイランド九州商品の誘客に関わる業務

- ・海外及び国内を対象とした九州・沖縄・山口のサイクリング旅行商品の造成・販売・催行
- ・下記 8.「旅行商品について」を参照のうえ、国内及び海外を対象とし、各国の市場の特性をふまえたサイクリング旅行商品を造成し、参加者募集に係る広報を行い、販売・催行すること。
- ・集客にあたり、九州観光機構運営の体験コンテンツ予約販売サイト（海外、国内）も活用すること。
- ・集客、ツアー催行状況について適時中間報告を行うこと。

(3) 九州・沖縄・山口のサイクルツーリズムの認知度向上、同地域の魅力発信及び「サイクリングアイランド九州」の事業継続につなげるためのプロモーション関連事業

(概要)

海外及び国内を対象とした九州・沖縄・山口のサイクリング旅行商品による誘客促進及び同地域のサイクルツーリズムの認知度向上と気運醸成を目的とする。

① 上記（2）により造成した旅行商品による誘客促進プロモーションを行い事業の KPI 達成を目指すこと。

②サイクリング旅行商品やモデルコースの情報をまとめたサイクリングアイランド九州 WEB サイト管理

(WEBサイトに関する留意事項)

- ・掲載済情報の更新と新規情報の発信を行うこと。
- ・国際サイクルレースである「ツール・ド・九州」の WEB サイトと連携させること。

- ・掲載内容は、日本語・英語・繁体字での多言語対応は必須とし、単なる旅行商品紹介だけでなく九州・沖縄・山口のサイクルツーリズムの振興に資するような情報についても盛り込むこと。
- ・WEB サイトへの誘導策についても検討し実施すること。

③各種メディアを活用し、ターゲットとする国・地域や対象者に応じて効果的な手段でプロモーションを実施すること。プロモーションごとに、ターゲット、手法、効果（例：PV 数、リーチ数）等について整理すること。

下記例のように内容、期待される効果等を示し提案すること。

<例>

- インフルエンサー招請：招請者の候補、選定理由、フォロワー数、期待される効果
- 雑誌や新聞掲載：媒体の説明、発行部数、選定理由、期待される効果
- 動画：映像の概要、長さ、制作本数、活用方法
- パンフレット：掲載内容、部数、活用方法
- TV、ラジオ等電波媒体：事業者名、想定されるプログラムイメージ、期待される効果
- YouTube 等ネット媒体：配信スキーム、期待される効果

(4) サイクリングアイランド九州事業の進捗管理

販売実績管理や集客状況の確認等 KPI 達成に向けた計画の進捗管理

7. 留意事項

- ・全体の集客目標数は、上記 3. 「事業の KPI について」のとおり、計 3 0 0 名以上とするが、市場別に集客目標人数を設定することとし、ターゲットとした国の設定理由や集客目標数の根拠についても整理をすること。
- ・KPI について、サイクリングコンテンツ提供先、共同事業者の集客実績も対象とする。
- ・商品ごとに、想定旅行代金、商品のポイント、提案理由について記載すること。
 - ※九州・沖縄・山口域外の交通、宿泊等にかかる想定費用は旅行代金に計上しないこと
- ・サイクリングルート等旅行商品内容については、契約締結後、サイクリングアイランド九州実行委員会と協議のうえ決定することとする。企画提案書の内容がそのまま採択されるものではないことに留意すること。
- ・結果報告に関しては、市場別、参加形態（周遊または単県）、県別にて報告すること。
- ・受託事業者が本事業の実施に際し、独自に協賛金を募る場合、本事業の収入に計上し、本事業の経費として使用すること。また、その内容について報告すること。
- ・「ツール・ド・九州 2024」実行委員会の事業及び関係機関（自治体、民間事業者、マスメディア等）と連携しながら事業を進めること。

8. 旅行商品について

本事業の対象となる商品は、2023 年度「ディスカバー九州」事業にて造成、販売したもののほか、新規商品とする。対象商品はサイクリングアイランド九州認定基準を満たしたうえで、下記を踏まえ造成・販売を行うこと。

なお、具体的なルートや価格設定、募集対象への広告・宣伝展開についてはサイクリングアイランド九州実行委員会と受託事業者間で十分協議のうえ決定するものとする。

(1) 「サイクリングアイランド九州」商品造成のポイント

- ・各国の市場の特性をふまえた九州・沖縄・山口地域のサイクリング旅行商品を造成すること。
- ※全ての商品には「サイクリングアイランド九州」を掲げるが、旅行事業者固有の商標下での展開を阻害するものではない。

例) ●●旅行「事業者固有のブランド名」『サイクリングアイランド九州 自転車でめぐる■■■の旅』

- ・サイクルツーリズムの認知度向上及び気運醸成効果を持続させることに留意した、商品造成、出発日設定をおこなうこと。
- ・原則、サイクリストの視点でとらえたマーケットインの考え方を重視して、商品を造成すること。サイクルツーリズムに知見のある専門家等の意見をふまえて、旅行商品の行程を検討すること。
- ・「ディスカバー九州」事業（2022年度～2023年度）にて造成したコースを活用すること。
- ・県を跨いだ周遊ルートは始点・終点・宿泊地を明記すること。
 - ※単県内完結の日帰り商品の設定も可とする。
- ・県を跨いだ周遊の組合せは任意とする。
- ・海外市場、国内市場ともに、造成・販売する商品は九州7県・沖縄県・山口県が必ず含まれること。
- ・周遊ルートの一部に九州・沖縄・山口地域以外が含まれているものも可とする。
- ・海外（韓国・台湾を中心にその他アジア地域、欧米豪）向けの旅行商品については、可能な限り、歴史や文化などのテーマ性や、サステナビリティを意識した商品の見せ方とすること。ルートにテーマ性（例えば風景、歴史等）がある場合は、そのテーマについて記載すること。
- ・参加者の安全と利便性の確保を必須条件とし、原則参加者10名程度にサイクリングガイドを1名以上同行させることを基本とする。また主に参加者の荷物等の運搬等を担うサポートカーについては、グループの規模、商品内容等に合わせた台数を想定したうえで旅行代金を含むこと。但し、設定する参加者数、商品内容（※）によっては、参加者の安全と利便性が確保できる場合に限り、必須とはしない。
 - ※商品内容：複数グループを一定間隔で連続して出発させるツアーや初心者向けの簡易なツアーなど
- ・サイクリングガイド、サポートカーは受託事業者が手配すること。
 - ※サイクリングガイドについて
 - ・グループの特性（言語、参加者のレベル、ツアー内容等）に見合うガイドを選任すること。
 - ・旅行業法12条の11に定める旅程管理業務を行う者であることを必須としない。
- ・宿泊を伴う商品はその費用を旅行代金を含むこと。食事はコースの特性に応じて任意とする。
- ・旅行中もしくは旅行後に、参加者に対して、自身のSNS等で九州・沖縄・山口地域のサイクルルートの魅力を発信してもらうよう促すこと。

(2) 旅行契約形態

募集型企画旅行及び受注型企画旅行の双方を対象とする。

(3) 募集対象エリア

海外及び国内

(4) 募集定員／最少催行人員

コースの特性に応じて設定すること。

(5) 旅行代金

商品ごとに旅行代金を記載すること。

※九州・沖縄・山口域外の交通、宿泊等にかかる費用は旅行代金に計上しないこと。

(6) 募集時期

旅行商品については契約締結後速やかに募集を開始すること。

(7) 催行時期

2024年5月～2025年3月の間で設定（出発日を基準とする）

※2024年10月に開催される「ツール・ド・九州2024」連動したプロモーションや商品設定を行うこと。

(8) ルート設計の参考資料

2022 年度～2023 年度に実施した「ディスカバー九州」事業で造成したコースと下記マップを商品等のルート設計の参考とすること。8（1）に記載のとおり、サイクリストの視点でマーケットインの考え方を重視した商品造成を基本とするが、単県内完結の日帰り商品も含めて本事業の目的の一つである「ナショナルサイクルルート認定促進」に資する企画提案も可能な限り盛り込むこと。

CYCLE MAP（九州・山口サイクルツーリズム推進委員会作成）

<https://www.welcomekyushu.jp/cycle-in-kyushu/cyclemap/>

（9）販売計画

造成した旅行商品の提案時点で想定される販売計画概要を記載すること。海外事業者や各県との販売協業体制が明確となるような組織図等を記載すること。受託後にやむをえない場合、その詳細を変更とすることは可とするが、可能な限り現実性のある計画とすること。

（10）その他

複数の旅行会社で商品造成を分担する場合、商品の旅行主催社を明記すること。

9. 成果物の提出等

2024 年度委託契約に係る成果物は、2025 年 4 月 15 日までに、下記について提出すること。

（1）事業実施報告書

紙媒体：A4 判冊子 6 部

電子媒体：Word、Excel、PowerPoint において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方 1 部

（2）本事業にかかるプロモーションの一環で、動画やパンフレットなどの制作物

動画データやパンフレット等のデータ（ai 及び PDF）：DVD 2 枚

紙媒体：2 冊

（3）そのほか制作物

事業内容にない本件に関わるプロモーションの一環で、動画やパンフレットなどの制作物を制作した場合

動画データやパンフレット等のデータ（ai 及び PDF）：DVD 2 枚

紙媒体：2 冊

○留意点 事業実施報告書については、下記の内容を網羅して記載すること。

・KPI の達成状況（目標値・実績値）

・造成された旅行商品の内容（旅行社名、商品概要、コース（地図入り）、日程、行程、旅行代金※、旅行商品ページのスクリーンショット、予約販売数、予約金額など）

※旅行代金：九州・沖縄・山口地域内の旅行に関わらない費用を除く（国際航空運賃、地域外の交通費、宿泊費等）

・旅行商品の販売促進プロモーションの結果については、制作物及び動画データ、パンフレット等の成果物や数値的結果を報告すること。

・認知度向上及び気運醸成プロモーションの結果

・旅行参加者及び関係事業者アンケートの内容及び集計結果

・本事業を通じて得られた実績と成果を分析・考察、効果検証し、優れていた点及び次年度以降の課題等を 2024 年度の報告書に記載すること。併せて、来年度以降の取組に有効な提案を記載すること。

また委託料のみに依存しない事業の継続についての考察結果も併せて記載すること。

・県単位の報告書が必要な場合、事業報告書を基本に作成すること。

10. 著作権に係る留意事項

- (1) プロモーションツールの制作にあたり、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務により制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、ディスクカバー九州推進委員会に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (3) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争等の原因が専らサイクリングアイランド九州実行委員会の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任負担において一切の処理を行うものとする。

11. その他

- ・日本及び海外の現地関係者等との連絡・調整を行うこと。
- ・造成された旅行商品への問い合わせ状況及び販売状況等の把握を行い、事業の成果把握を確実にすること。
- ・プロモーションにおいて、招請や取材、動画撮影等を行う場合、全ての視察先には事前に連絡・調整し、許可を得るなど必要となる手続きの一切を行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従うこと。
- ・本事業で得られたデータ等については、当委員会の許可なくして使用・流用してはならない。
- ・事業内容の詳細については、企画競争により委託業者が特定した後、サイクリングアイランド九州実行委員会との協議により変更することがある。
- ・本事業に係る関係法令に抵触しないよう事業を実施すること。
- ・受託事業者において、受託後にコンプライアンスに反する行為、公序良俗に反する行為があった場合、当委員会は本契約を解除できる。共同企業体の中の特定事業者が引き起こした場合、共同企業体における当該事業者の役割を勘案したうえでその処置を決定する。

12. 監督職員

サイクリングアイランド九州実行委員会事務局 茨木 智華子